山口市黒毛和牛振興対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山口市における黒毛和牛の振興のため、飼養農家の経営の安定並びに生産基盤及び地域一貫体制の確立を図ることを目的として交付する山口市黒毛和牛振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、内容及び補助対象要件）

第２条　この要綱に基づいて実施する事業（以下「事業」という。）の種類、内容及び補助対象要件は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助対象経費、補助率及び補助額）

第３条　市長は、事業実施者（以下「実施者」という。）が行った前条に規定する事業に要する経費につき、予算の範囲内において当該実施者に対して補助するものとする。

２　前項の補助対象経費、補助率及び補助額は、別表第２及び別表第３に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　実施者は、補助金の交付を申請しようとするときは、山口市黒毛和牛振興対策事業補助金交付申請書（兼請求書）（第１号様式。以下「交付申請書（兼請求書）」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 繁殖雌牛増頭対策事業及び肥育素牛導入促進事業については、実施者が購入したことを証する資料

(2) 生産奨励事業については、実施者が生産したことを証する資料

（補助金の交付決定等）

第５条　市長は、交付申請書（兼請求書）の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山口市黒毛和牛振興対策事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により、当該実施者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、第１条の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の交付）

第６条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付を決定した日から３０日以

内に補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備）

第７条　実施者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（報告、検査等）

第８条　市長は、事業の施行上必要があると認めるときは、実施者に対して報告を求め、又は帳簿その他関係書類を検査し、その関係者に質問することができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第９条　市長は、実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 事業の実施方法が不適当であると認められたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該実施者に対して、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年７月８日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例）

２　令和２年７月１日から令和３年３月３１日までの間に開催された子牛市場で購入された子牛に係る交付申請のうち、令和３年３月３１日までに第４条の申請を行ったものについては、別表第２（第３条関係）中「１００分の１０」とあるのは　「１００分の２０」と、「７０千円」とあるのは「１００千円」と読み替えて適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例）

２　事業実施者が、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に購入した子牛に係る別表第２の規定の適用については、同表の肥育素牛導入促進事業の項中「１００分の１０」とあるのは「１００分の２０」と、「７０千円」とあるのは「１００千円」と読み替えるものとする。

（経過措置）

３　この要綱の施行の前日までに、改正前のこの要綱の規定により交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

（山口市あとう和牛振興対策事業補助金交付要綱の廃止）

４　山口市あとう和牛振興対策事業補助金交付要綱（平成２４年４月１日施行）は、令和３年３月３１日限り廃止する。

（山口市あとう和牛振興対策事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

５　廃止前の山口市あとう和牛振興対策事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例の延長）

２　事業実施者が、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に購入した子牛に係る別表第２の規定の適用については、同表の肥育素牛導入促進事業の項中「１００分の１０」とあるのは「１００分の２０」と、「７０千円」とあるのは「１００千円」と読み替えるものとする。

別表第1(第2条関係)

事業の種類	事業の内容	補助対象要件
繁殖雌牛増頭対策事業	市内で飼養される母牛から生産された雌子牛を繁殖雌牛として導入し、肉用牛の生産基盤を確立する。	・山口中央家畜市場で開催された子牛市場において、市内で飼養される母牛から生産された黒毛和牛の雌子牛を繁殖雌牛として購入した市内の農業者等であること。 ・導入した雌子牛を市内で3年以上飼養すること。
肥育素牛導入促進事業	市内で飼養される母牛から生産された子牛を肥育素牛として導入し、肉用牛の地域一貫体制を確立する。	・山口中央家畜市場で開催された子牛市場において、市内で飼養される母牛から生産された黒毛和牛の子牛を肥育素牛として購入した市内の農業者等であること。 ・導入した子牛については、枝肉市場に出荷すること。
生産奨励事業	市内で飼養される母牛による生産を促し、肉用牛の生産基盤を確立する。	・黒毛和牛の子牛を市内で生産した農業者等であること。ただし、当該子牛は公益社団法人全国和牛登録協会に子牛登記が完了している生後6か月以内の子牛に限る。

別表第2(第3条関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
繁殖雌牛増頭対策事業	当該事業年度に山口中央家畜市場で購入した価格(消費税等を除く。)とする。	1頭当たり100分の20以内(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。) ただし、1頭当たり150千円を限度とする。
肥育素牛導入促進事業	当該事業年度に山口中央家畜市場で購入した価格(消費税等を除く。)とする。	1頭あたり100分の10以内(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。) ただし、1頭当たり70千円を限度とする。

別表第3(第3条関係)

事業の種類	補助額
生産奨励事業	1頭当たり5千円とする。

第1号様式（第4条関係）

山口市黒毛和牛振興対策事業補助金交付申請書（兼請求書）

年　　月　　日

（宛先）山口市長

郵便番号　　　　－
住　　所
氏　　名
電話番号

山口市黒毛和牛振興対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、以下のとおり交付されるよう関係書類を添えて提出します。

記

1 交付申請額（請求額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　振込先口座

本申請に係る補助金は、次の口座に振り込んでいただくよう請求します。

金融機関名	銀行・農協 金庫・組合		本店・支店 支所・出張所						
種　　別	普通　・　当座	口座番号							
（フリガナ） 口 座 名 義									

※振込先口座は、口座名義人が申請者と同一の法人又は氏名であること。

3　事業の実施内容

【①繁殖雌牛増頭対策事業･②肥育素牛導入促進事業】

No	名　号 個体識別番号	市場年月 入場番号	購入価格 （税抜き）	負担区分 補助金	 その他	対象補助金 ①又は②
1		年　月	円	円	円	
2		年　月	円	円	円	
3		年　月	円	円	円	
4		年　月	円	円	円	
5		年　月	円	円	円	
①繁殖雌牛増頭対策事業　合計			円	円	円	
②肥育素牛導入促進事業　合計			円	円	円	

【③生産奨励事業】

No	個体識別番号	出生年月日
1		年　　月　　日
2		年　　月　　日
3		年　　月　　日
4		年　　月　　日
③生産奨励事業　合計		頭 円

4　添付書類

(1)【繁殖雌牛増頭対策事業】及び【肥育素牛導入促進事業】

・申請者（実施者）が購入したことを証する資料

(2)【生産奨励事業】

・申請者（実施者）が生産したことを証する資料

第２号様式（第５条関係）

指令　　　　第　　　　　号

年　　　月　　　日

様

山口市長

山口市黒毛和牛振興対策事業補助金交付決定通知書

山口市黒毛和牛振興対策事業補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円